

Topics**中国税務最新動向****中国税務最新動向**

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成國際稅理士法人 代表社員 高木慎一 監修

★《国家稅務總局 中国内地における香港居住者証明書の使用に関する問題の公告》の解説
(国家稅務總局公告, 2016年第35号, 2016年6月6日発布)

一、《公告》の目的

中国内地の主管稅務局と香港特別行政区の主管稅務局(以下、「香港稅務當局」)は、香港居住者が《中国内地と香港特別行政区の所得稅二重課稅及び脱稅防止に関する協定》(以下、「協定」)の恩典を享受するための手続きを簡素化するため、中国内地における香港稅務當局の発行する居住者証明書の使用に係る交換公文を交わした。

二、香港居住者の居住者証明書の有効期限

書簡によると、香港稅務當局は香港居住のある西暦の年度に発行された居住者証明書を、当該年度及びその後連続する2年間において有効であるとした。例えば、2016年に香港稅務當局より2016年度の居住者証明書として発行されたものは、2016年～2018年の3年度に渡り《協定》の恩典を享受するための証明資料として使用できる。また、香港稅務

當局が2016年に発行した居住者証明書が、2014年度における香港居住者としての身分を証明するものであれば、当該居住者証明書は、2014年～2016年の3年度に渡り《協定》の恩典を享受するための証明資料として使用できる。

三、納稅者の居住地に変化があった場合

香港の納稅者が香港稅務當局より居住者証明書を取得した後に状況に変化が生じ、香港居住者として認められる条件に符合しない状況になった場合、当該居住者証明書は使用できない。

四、交換公文に係る行政措置の適用範囲

交換公文にある上記処理に係る規定は、2016年4月15日より効力を生じ、香港稅務當局が発行した全ての居住者証明書に適用される。これには、2016年4月15日以前に香港稅務當局により発行された居住者証明書を含む。

★《国家稅務總局 営業税から増值稅への転換におけるクロスボーダー課稅行為の増值稅免税管理弁法(試行)》の解説
(国家稅務總局公告, 2016年第29号, 2016年5月6日発布)

一、《営業税から増值稅への転換におけるクロスボーダー課稅行為の増值稅免税管理弁法(試行)》(以下、「弁法」)発布の背景

2016年5月1日より、全国で営業税から増值稅への転換(以下、「営改增」)が推進され、建設業、不動産業、金融業、生活サービス業等の全ての営業税納稅者が試行範囲に含まれることとなった。《財政部 国家稅務總局 全面的に営改増を推進する通知》(財税〔2016〕36号)の付属文書である《クロスボーダー課稅行為に係る増值稅ゼロ税率適用及び免税政策の規定》では、新たに営改増の適用対象となった産業のクロスボーダー免税政策を明確にし、既に営改増の対象となっていた産業のクロスボーダーサービスの範囲を規範化した。

クロスボーダー課稅行為の税収管理を強化し、納稅者のクロスボーダー課稅行為に係る免税申請手続きを利便化するために、国家稅務總局は、《クロスボーダー課稅行為に対する増值稅ゼロ税率適用及び免税政策に係る規定》、及び《営改増クロスボーダー課稅サービス増值稅免税管理弁法(試行)》(国家稅務總局公告2014年第49号、以下、「旧弁法」)にもとづき、税務機關側の意見と納稅者の意見を取り入れた上で、「弁法」を作成した。

二、《旧弁法》からの修正点及び改善内容

① 営改増の適用範囲が拡大する状況に鑑み、クロスボーダー課稅行為に係る免税措置の適用対象に建築サービス、金融サービス、生活サービス業等を新たに追加し、これらの業種の納稅者がクロス

Topics

- 企業の責任と義務を明確化した。
 ④ ゼロ税率政策に符合するが、簡易課稅方式を適用する、もしくはゼロ税率適用を放棄して免税規定を適用する事を選択するクロスボーダー課稅行為に対して、免税管理規定とゼロ税率による還付(免税)管理弁法との連携の観点から、納稅者に対してゼロ税率適用を放棄して免税政策の適用を受ける旨の宣誓書等の免税申告資料の提出を要求した。

ボーダー免税政策を享受するための具体的な手続を明確にした。

- ② 《クロスボーダー課稅行為に係る増值稅ゼロ税率適用及び免税政策の規定》に基づき、既に営改増の対象となっていた産業におけるクロスボーダーサービスに対する免税政策の執行について、さらなる規範化、細分化を図った。
 ③ 《税収減免管理弁法》(国家稅務總局公告2015年第43号発布)に基づき、クロスボーダーサービスに対する免税措置の申請過程をさらに規範化し、

※本記事は、中国政府、国家稅務總局及び地方稅務局が発布した法律、政令及び通達に関する、中税諮詢集団(以下、「CTAC」といいます。)が作成・和訳したものを、信成國際稅理士法人が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及び信成國際稅理士法人は本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。

香港で日本人スタッフがサポート！海外法人でお困りの方ご相談ください。

CCM香港の海外法人サポート

CCM香港では香港法人設立や法人口座開設、会計記帳、会計監査代行など海外で法人を開設・運用されたい方へのサポートを香港で行っています。まずはご相談ください。

まずは無料でご相談ください ➤  info@ccm.com.hk ☎ +852-3101-0750

- 香港法人、オフショア法人設立 ● 海外法人の香港支店や駐在員事務所設立 ● 商標登録申請
- 会計記帳、会計監査代行(香港・中国) ● 香港法人登記情報調査 ● 香港、中国遺産相続手続き
- 香港、中国、国際稅務・法務相談 ● 中国、香港模造品リサーチ、展示会モニタリング その他

CCM HONG KONG

HP <http://www.ccm.com.hk>
Suite 2012, 20/F, Tower 1, The Gateway,
25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, H.K.

facebookでも
最新情報を届け中
 ccm 